

平成 28 年度

# 保育士修学資金貸付制度の手引き

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

〒310-8586 茨城県水戸市千波町 1918  
茨城県総合福祉会館内 3階

# 目 次

- 1 保育士修学資金等貸付制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 目的
  - (2) 実施主体
  - (3) 貸付対象、条件等
  - (4) 貸付額、貸付期間等
  - (5) 貸付方法（申込み・決定）
  - (6) 貸付金の交付
  - (7) 貸付契約の解除
  - (8) 貸付の休止
  - (9) 返還について
  - (10) 返還の猶予
  - (11) 返還債務の免除
  - (12) 届出の義務
  - (13) 留意事項

別表1 返還猶予又は返還免除を受けられることができる施設

別表2 生活費加算額（生活扶助基準額、級地区分）
- 2 申込み等の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (1) 貸付申込み手続き
  - (2) 養成施設卒業後の手続き
  - (3) その他の手続き
- 3 手続きに必要な提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

[在学中]

  - (1) 修学資金等の貸付の申請などに必ず提出しなければならないもの
  - (2) 変更事項がある場合に提出するもの

[卒業後]

  - (1) 必ず提出しなければならないもの
  - (2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの
  - (3) 返還猶予の事由に変更があった場合などに提出するもの
  - (4) 返還免除申請するときに提出するもの
  - (5) 貸付金を返還する場合に提出するもの
  - (6) その他
- 4 資 料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (1) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程
  - (2) 様式集

# 1 保育士修学資金等貸付制度の概要

## (1) 目的

この制度は、指定保育士養成施設（以下、「養成施設」という。）に在学し、保育士の資格の取得を目指す者で、将来茨城県（以下「県内」という。）内の保育所等において保育士の業務に従事する意思をもつ者に対し修学資金を貸付け、もってその修学を容易にすることにより、県内の保育所等に勤務する質の高い保育士の養成及び確保に資することを目的とします。

## (2) 実施主体

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

## (3) 貸付対象、条件等

貸付対象者は、保育士養成施設に在学し、卒業後に保育士登録を行い、県内の保育所等において、保育士としての業務に従事する意思を持ち、成績が優秀で家庭の経済状況等から、真に修学資金の貸付けを必要とする次のアからウのいずれかに該当する方です。

ア 県内に住民登録をしている者

イ 県内の養成施設に在学している者（ただし、通信課程は除く）

ウ 他都道府県・指定都市が実施する保育士修学資金または他の公的な貸付制度による修学資金等を借受けていない者

## (4) 貸付額、貸付期間等

① 下記の金額を上限として貸付します。

修学資金 月額50,000円

入学準備金 200,000円（初回の貸付時）

就職準備金 200,000円（最終回の貸付時）

※生活保護世帯、又は生活保護に準じる世帯の方には生活費加算があります。

② 貸付期間は、2年間（ただし、正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学する場合は、①の修学資金の2年分に相当する額の範囲であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。）とします。

③ 貸付利子は無利子です。

④ 連帯保証人が1人必要です。（貸付希望者が未成年の場合は法定代理人）

⑤ 入学準備金は、新入生が対象となります。

⑥ 就職準備金は、働きながら養成施設に修学する場合は貸付できません。

## (5) 貸付方法（申込み・決定）

① 貸付の申込み

- ・申請書等申込みに必要な書類をすべて揃え、養成施設（学校）に提出してください。
- ・養成施設（学校）は養成施設長の推薦書、申請者の学業成績証明書を作成し、申請者が提出した書類とあわせて県社協あて提出してください。

② 貸付の審査・決定

県社協において申請内容を審査し、貸付の可否を決定後、通知します。修学資金は、県社協と貸付対象者との契約による貸付けです。

## (6) 貸付金の交付

① 貸付契約に基づき、貸付金は、年に4回（毎月月額3ヶ月分ごと）指定の口座に振り込みます。（6月、9月、12月、3月）ただし、初回分については、貸付契約締結後となります。

② 入学準備金は、第1回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。

③ 就職準備金は、最終回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。

## (7) 貸付契約の解除

貸付の決定または交付を受けている者が下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

- ① 貸付を辞退したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 心身等の故障等のため養成施設を卒業する見込みがなくなったと認められるとき
- ④ 退学したとき
- ⑤ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ⑥ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

## (8) 貸付の休止

貸付の決定または交付を受けている修学生が養成施設を休学したとき、又は停学の処分を受けたときは、事実が発生した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで、貸付は休止します。

## (9) 返還について

- ① 次のいずれかに該当する場合は貸付金を返還していただきます。
  - ア 貸付契約が解除されたとき
  - イ 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき
  - ウ 県内の保育所等において保育士の業務に従事しなかったとき
  - エ 県内において保育士の業務に従事する意思がなくなったとき
  - オ 保育士業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ② 返還の期間は、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（返還猶予されたときはこの期間と当該、猶予期間を合算した期間）内です。
- ③ 返還の方法は、月賦、半年賦、一括のいずれかの方法とし、返還事由が発生した翌月から、返還が始まり金融機関から納入していただきます。
- ④ 正当な理由がなく、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、年5.0%の延滞利子が生じます。

## (10) 返還の猶予

次の場合は貸付金の返還を猶予することができます。相談してください。

- ① 修学資金の貸付契約を解除した後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ② 県内において別表1の施設において保育士の業務に従事しているとき
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるとき  
※上記③の猶予期間は、いずれの場合も保育業務等に従事したとはみなされません。

## (11) 返還債務の免除

### ① 返還債務が免除となる時

ア 養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、別表1に掲げた施設において5年間（過疎地域において保育士業務に従事した場合、又は中高年離職者（45歳以上で離職して2年以内）にあつては3年間）、引き続き保育士業務に従事した場合

※県内の過疎地域（平成28年）

常陸太田市のうち旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村、常陸大宮市のうち旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、城里町のうち旧七会村、大子町

※なお、次の（ア）から（ウ）の場合も従事しているものとみなします。

（ア）東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）において業務に従事する場合は、茨城県及び当該被災県とする。）内の指定施設において5年間引

き続き、保育士業務に従事した場合

(イ) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。

(ウ) 従事する事業所の法人における人事異動により、貸付を受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

イ 保育士の業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

## ② 返還債務の一部が免除されるとき

ア 死亡し、又は心身の障害その他特別の事情により貸付けを受けた資金を返還することができないと認められるとき

イ 貸付を受けた期間以上県内で保育士の業務に従事した場合

## (12) 届出の義務

次の①から⑦に該当する場合は届出が必要です。定められた様式により速やかに届出てください。

- ① 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に異動があったとき「異動届」(第16号様式)
- ② 養成施設を卒業(修了)したとき「卒業(修了)届」(第17号様式)
- ③ 養成施設を休学、復学、停学、退学、留年したとき「修学状況等変更届」(第18号様式)
- ④ 保育士の業務に従事したとき「業務従事届」(第12号様式)
- ⑤ 勤務先を変更したとき「業務従事先変更届」(第13号様式)及び「業務従事期間証明書」(第14号様式)
- ⑥ 就労した施設等を休職、停職、復職、退職したとき「就労状況等変更届」(第19号様式)
- ⑦ 借受人が死亡したとき「借受人死亡届」(第20号様式)

## (13) 留意事項

- ① 生活費加算を受ける場合の要件(貸付要件に加え、次のいずれかを満たしていること)
  - ア 貸付申請時において生活保護受給世帯の者
  - イ 申込者(申込者が被扶養者の場合は扶養者)が前年度または当該年度において下記のいずれかの措置を受けた者
    - ・ 地方税法第295条第1項に基づく市町村税の非課税
    - ・ 地方税法第323条に基づく市町村税の減免
    - ・ 国民年金法第89条または第90条に基づく国民年金掛金の減免
    - ・ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- ② 養成施設への就学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。

【例】

  - ・ 職業訓練による保育士養成科等の受講者
  - ・ 生活福祉資金の修学に関する資金を借受中の者
  - ・ 父子・母子及び寡婦福祉資金の修学資金に関する資金を借受中の者
- ③ 日本学生支援機構、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他指定養成施設の奨学金等を活用している方は、県社協が真に必要なと認める場合のみ貸付を行う場合があります。
- ④ 1年あたりの業務従事期間として必要な最低従事時間数は1,440時間以上、かつ必要最低従事日数は240日以上とします。(原則1日6時間以上かつ月20日以上勤務すること。)

【別表1】

返還猶予又は返還免除を受けることができる**従事先施設**

区域	法令・通知等	施設等種別	
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」	
		重度心身障害施設「むらさき愛育園」	
県内施設	児童福祉法	第6条の2の第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
	児童福祉法	第6条第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
	児童福祉法	第7条	保育所／ <b>幼保連携型認定こども園</b> ／助産施設／乳児院／母子生活支援施設／児童厚生施設／児童養護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター／情緒障害児短期治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター
	児童福祉法	第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	児童福祉法	第18条の6	指定保育士養成施設
	児童福祉法	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	ア)第59条の2の規定により届出を出した施設 イ)アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ)雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ)「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ)国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
	児童福祉法	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって第34条の15第1項の事業及び同法条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
	児童福祉法	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	児童福祉法	第6条の3第2項に規定された、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
	児童福祉法	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

**【別表2】 生活費加算額（生活扶助基準額、級地区分）**

『確認の仕方』

- ①「級地区分一覧」で申請時の居住地がどの級地区分に該当するか確認してください。
- ②「生活扶助基準額一覧」で該当する級地区分および貸付申請時の年齢に対応する額を確認してください。

**■生活扶助基準一覧**

（平成28年4月1日現在）

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	26,660	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550
3～5	29,970	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220
6～11	34,390	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790
12～19	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650
20～40	38,430	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060
41～59	39,360	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810
60～69	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510
70～	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340

**■茨城県 級地区分一覧**

1級地-1	該当なし
-------	------

1級地-2	該当なし
-------	------

2級地-1	水戸市
-------	-----

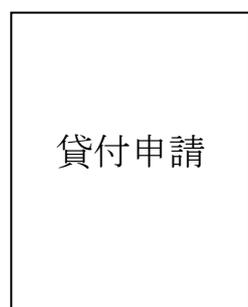
2級地-2	日立市	土浦市	古河市	取手市
-------	-----	-----	-----	-----

3級地-1	石岡市	龍ヶ崎市	常陸太田市	高萩市
	牛久市	つくば市	ひたちなか市	鹿嶋市
	守谷市	筑西市	東海村	美浦村
	利根町			

3級地-2	上記以外の市町村
-------	----------

## 2 申し込み等の手引き

### (1) 貸付申込み手続き



① 養成施設を通して「修学資金貸付申請書」(第1号様式)ほか必要な書類を県社協あて提出してください。

#### 【必要書類】

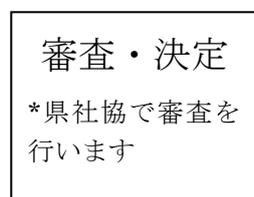
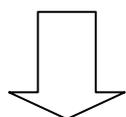
ア 申請者が養成施設へ提出するもの

ア)「修学資金貸付申請書」(第1号様式)、イ)世帯全員の住民票、ウ)世帯全員分の県市町村民税課税証明書、エ)連帯保証人の所得証明書、オ)連帯保証人の印鑑登録証明書

※個別の状況に応じ、他の書類が必要となる場合があります。

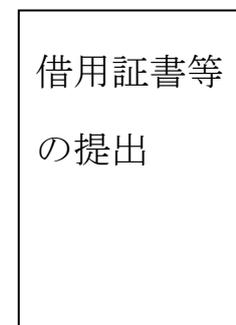
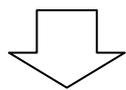
イ 養成施設は申請者が提出したア及び下記のア)、イ)を作成し、県社協へ提出して下さい。

ア)「推薦書」(第4号様式)、イ)学業成績証明書



② 申請書類は、養成施設から県社協へ送付され、県社協が審査し貸付の可否を決定します。

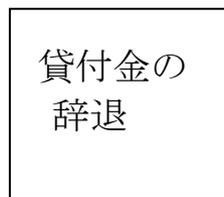
③ 審査の結果は県社協から養成施設へ送付し、申請者に通知します。貸付が決定した場合は、県社協から貸付決定通知と「修学資金等借用証書」(第7号様式)等を送付します。



④ 「修学資金等借用証書」(第7号様式)に収入印紙を貼付し、申請者の印鑑登録証明書、振込口座申込書(別様式)等を添付し、定められた期間に、県社協へ提出してください。

⑤ 修学資金は県社協から申請者本人の銀行口座に振り込みます。

⑥ 資金は、分割して交付します。交付の時期は6月、9月、12月、3月の予定です。(状況に応じて交付時期を変更することがあります。初回分については、貸付契約締結後となります。)



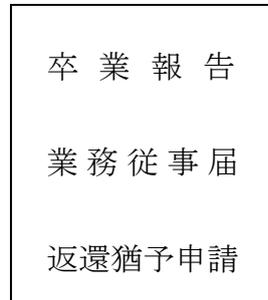
⑦ 貸付を辞退するときは「修学資金等辞退届」(第8号様式)を養成施設を通して県社協へ提出してください。

⑧ 「修学資金等辞退届」(第8号様式)提出後の貸付は停止となり、貸付けた資金は「修学資金等返還計画書」(第9号様式)を県社協へ提出し、これに基づき返還していただきます。

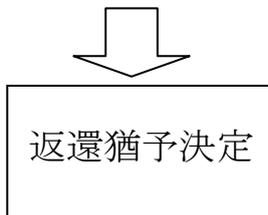
## (2) 養成施設卒業後の手続き

### ○返還猶予申請の場合

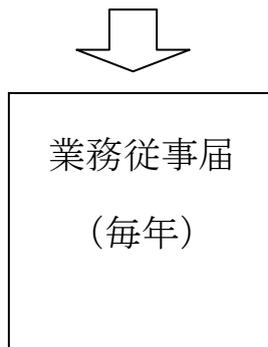
養成施設を卒業した場合、貸付金を返還していただきますが、卒業後1年以内に保育士登録し、保育士の業務に従事した場合には、返還が猶予されます。さらに、指定した期間以上その業務に従事した場合には返還が免除されます。



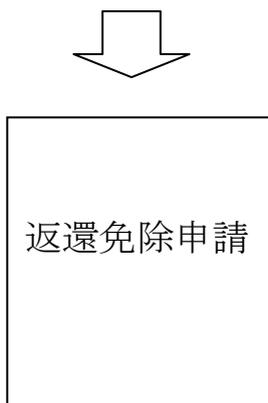
- ① 卒業をした場合は、「卒業（修了）届」（第17号様式）ほか次のものを県社協へ提出してください。
  - ・卒業（修了）届（第17号様式）※卒業証書の写を添付
  - ・保育士登録証の写
  - ・「修学資金等返還計画書」（第9号様式）
  - ・「修学資金等返還猶予申請書」（第11号様式）
  - ・指定された保育士の業務に従事した場合は、「業務従事届」（第12号様式）



- ② 返還猶予の審査結果は県社協から、申請者に通知します。  
なお、返還猶予期間は1年間です。（次年度も返還猶予事由に該当する場合は返還猶予できます。）



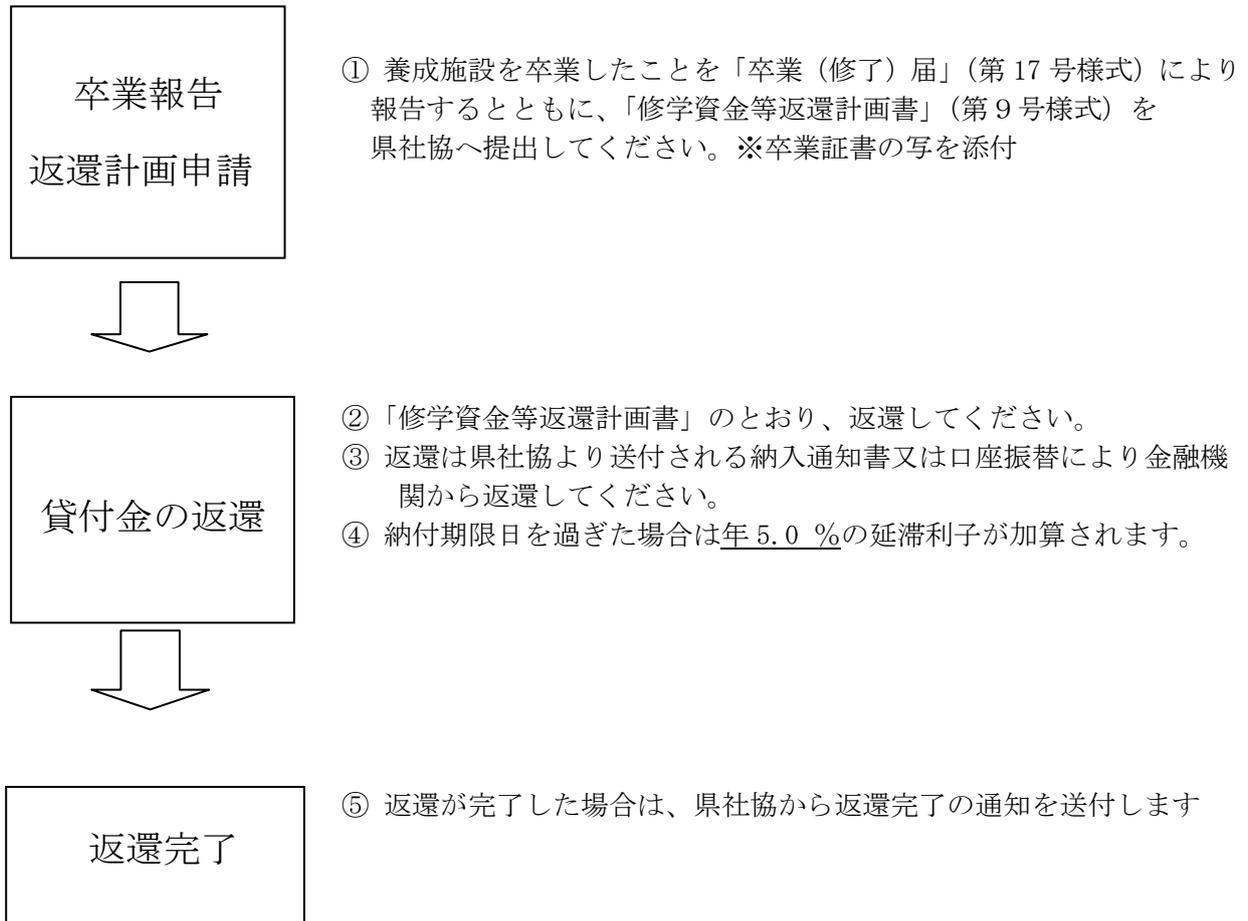
- ③ 保育士として別表1の施設で保育士の業務に従事している期間中は返還猶予となります。  
毎年指定した期日までに「修学資金等返還猶予申請書」（第11号様式）と「業務従事届」（第12号様式）を県社協に提出してください。
- ④ 休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。  
(猶予できる場合もありますのでご相談ください。)



- ⑤ 5年間（入学時の県内の過疎地域において業務に従事した場合、又は中高年離職者の場合は3年間）、引き続き別表1の施設で保育士の業務に従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。「修学資金等返還免除申請書」（第15号様式）、「業務従事期間証明書」（第14号様式）を県社協に提出してください。  
※返還免除となる業務従事期間については、日数等に定めがあります。  
詳細についてはお問い合わせください。
- ⑥ 返還免除の申請に関する審査結果は、県社協から通知します。

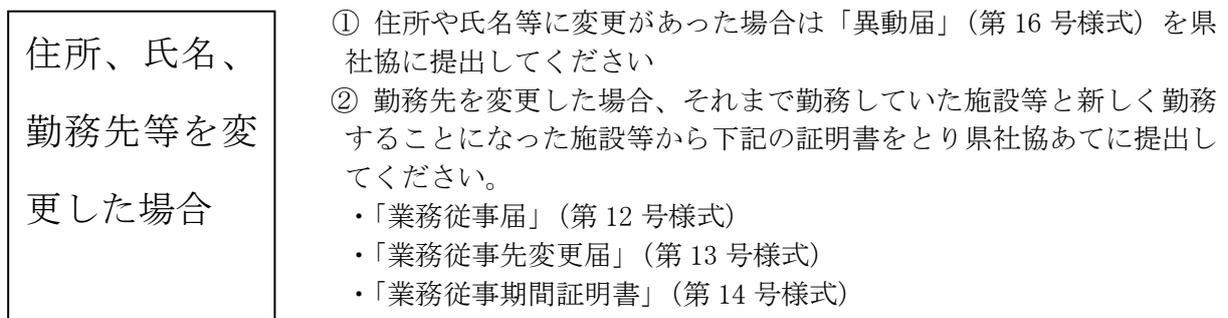
### ○貸付返還となる場合

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の資格登録をしなかった場合、または、別表1「返還猶予又は返還免除を受けることができる施設」の施設等に就職しなかったとき等、返還が生じた場合は、次の手続きが必要となります。



### （3）その他の手続き

#### ○住所・氏名・勤務先等を変更したとき



## ○貸付を辞退する場合

修学資金の

貸付を辞退



返 還

- ① 退学、進路変更等により貸付けを辞退する場合には、「修学資金等辞退届」(第8号様式)及び「修学資金等返還計画書」(第9号様式)を養成施設を通して県社協に提出してください。  
辞退の届け出を受理後は、貸付は停止します。
- ② 修学資金は貸し付けを受けた期間の2倍に相当する期間内に返還計画に基づき返還することとなります。
- ③ 県社協より送付される納入通知書又は口座振替の方法により返還してください。
- ④ 納付期限日を過ぎた場合は年5.0%の延滞利子が加算されます。

## ○養成施設を休学、復学等する場合

休学・停学と

なった場合、

復学する場合

- ① 休学・停学等となったときは、「修学状況等変更届」(第18号様式)を養成施設に提出してください。休学期間内は貸付けを休止します。復学したときは、「修学状況等変更届」(第18号様式)で復学の報告をしてください。届け出が提出された後、貸し付けが再開します。

## ○ 就労先を休職、停職、復職又は退職する場合

休職・停職・

復職・退職等

となった場合

復学する場合

- ① 休職や停職となったときは、「就労状況等変更届」(第19号様式)を県社協に提出してください。(休職期間中は返還免除対象期間から除外されます。)
- ② 復職又は退職したときは、「就労状況等変更届」により県社協に提出してください。

### 3 手続きに必要な提出書類

〔在学中〕

#### (1) 必ず提出しなければならないもの

事項	提出書類名	様式等	備考
貸付けを申請するとき	申請チェックリスト		
	修学資金貸付申請書	第1号様式	
	住民票	市町村が発行するもの	世帯全員（続柄）が記載されているもの（ <u>個人番号（マイナンバー）の記載のないもの</u> ）
	課税証明書	市町村が発行するもの	世帯全員分の当該年度の県民税・市町村民税課税額がわかる書類
	推薦書	第4号様式	養成施設等が作成
	学業成績証明書	養成施設等が発行	
	連帯保証人関係 ・印鑑登録証明書 ・所得証明書	市町村が発行するもの	
入学時に45歳以上であって、離職して2年以内の方が申請するとき	貸付けを申請するときの提出書類のほか、離職日が確認できる書類		雇用保険受給資格者証 離職票 等
生活保護受給世帯又はそれに準ずる世帯の方が申請するとき	生活保護受給者証明書等	市町村が発行するもの	個別の状況に応じ、左記以外の書類が必要となる場合があります。
貸付けが決定したとき	修学資金等借用証書	第7号様式	
	振込口座申込書	別様式	
	印鑑登録証明書 (申請した本人)		
複数年度にわたる貸付けを受けるとき	在学証明書		貸付を受けている期間中は毎年度提出

#### (2) 変更事項がある場合に提出するもの

変更事項	提出書類名	様式等	備考
借受人および保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	異動届	第16号様式	
	住民票等変更があったことを確認できる書類	市町村が発行するもの	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届	第6号様式	*変更後の連帯保証人に係るもの
	印鑑登録証明書	市町村が発行するもの	
	所得証明書		
休学・停学・留年等 復学したとき	修学状況等変更届	第18号様式	貸付が休止されます。 貸付が再開されます。

貸付を辞退するとき	修学資金等辞退届	第 8 号様式	金融機関から返還金を納付してください。
退学する (した) とき	異動届	第 16 号様式	
貸付契約解除のとき	修学資金等返還計画書	第 9 号様式	
在学中に貸付が終了したとき	修学資金等返還猶予申請書 在学証明書	第 11 号様式	
返還猶予を希望するとき (災害・疾病等)	修学資金等返還猶予申請書	第 11 号様式	
死亡したとき	借受人死亡届	第 20 号様式	貸付期間中の場合は、貸付けは終了となります。
	除籍証明書 等	市町村が発行するもの	

## 〔卒業後〕

### (1) 必ず提出しなければならないもの

事項	提出書類名	様式等	備考
卒業したとき	卒業 (修了) 届	第 17 号様式	資格登録した場合は、資格登録書 (写) を添付してください。
	卒業証書の写		
	修学資金等返還計画書	第 9 号様式	
	修学資金等返還猶予申請書	第 11 号様式	
	業務従事届	第 12 号様式	卒業後すぐ就労する場合
氏名・住所・保証人勤務先等の変更があったとき	異動届	第 16 号様式	
	変更があったことを確認できる書類	住民票等	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届	第 6 号様式	
	印鑑登録証明書	市町村が発行するもの	*変更後の連帯保証人に係るもの
	所得証明書		

### (2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事項	提出書類名	様式等	備考
指定する保育業務に従事したとき	修学資金等返還猶予申請書	第 11 号様式	毎年指定された期日までに提出してください。
	業務従事届	第 12 号様式	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	修学資金等返還猶予申請書	第 11 号様式	医師の診断書、罹災証明書等を添付

### (3) 返還猶予の事由に変更があった場合などに提出するもの

事項	提出書類名	様式等	備考
業務従事先を変更したとき	業務従事届	第 12 号様式	新勤務先で証明
	業務従事先等変更届	第 13 号様式	
	業務従事期間証明書	第 14 号様式	旧勤務先で証明

**(4) 返還免除申請するとき提出するもの**

事項	提出書類名	様式等	備考
貸付条件に定める勤務を終えたとき	業務従事期間証明	第 14 号様式	
	修学資金等返還免除申請書	第 15 号様式	
退職により、業務に従事しなくなったとき（貸付期間以上、保育士の業務に従事したとき）	業務従事期間証明	第 14 号様式	
	修学資金等返還免除申請書	第 15 号様式	

**(5) 貸付金を返還する場合に提出するもの**

事項	提出書類名	様式等	備考
返還するとき	修学資金等返還計画書	第 9 号様式	
返還計画変更するとき	修学資金等返還計画変更届	第 10 号様式	
退職により、業務に従事しなくなったとき （業務従事期間が貸付期間未満のとき）	修学資金等返還計画書	第 9 号様式	
	業務従事期間証明	第 14 号様式	
災害・疾病等により業務に従事できなくなったとき	修学資金等返還計画書	第 9 号様式	医師の診断書、罹災証明書等を添付
	修学資金等返還免除申請書	第 15 号様式	

**(6) その他**

事項	提出書類名	様式等	備考
休職・停職となったとき	就労状況等変更届	第 19 号様式	勤務先で証明

# 資 料

(1) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程

(2) 様式集